

「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要があるDB制度においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、原則全てのDBにおいて「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を義務付けることとします。

※1 受託保証型DB(運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっているDB)は除きます。

- そのため、これまで「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」を策定していなかったDBについては、平成30年4月1日までに新たに策定する必要があります。

※2 「運用の基本方針」の策定は、これまで小規模DBにおいて努力義務であったため、作成していない小規模DBにおいては新たに策定する必要があります。

※3 「政策的資産構成割合」の策定は、全てのDBにおいて努力義務であったため、作成していないDBにおいては新たに策定する必要があります。

※4 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を努力義務として規約に規程しているDBにおいて、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約の変更を行う場合には、規約変更の承認の申請及び届出は不要です。

「運用の基本方針」

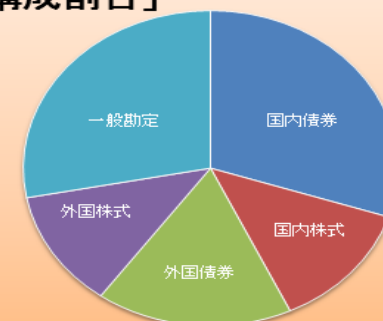
DBの資産運用に係る以下の基本的な方針を規定。

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

各DBの積立金の運用の目標を達成するために、各DBにおいて長期にわたり維持すべき資産の構成割合。

基本ポートフォリオ等とも呼ばれます。



「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

○ 総合型DB基金(2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの)では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、総合型DB基金の代議員の選任のあり方について、以下のとおり見直しを行います。

① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数を事業主の数の10分の1(事業主の数が50を超える場合は50)以上とする。

② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

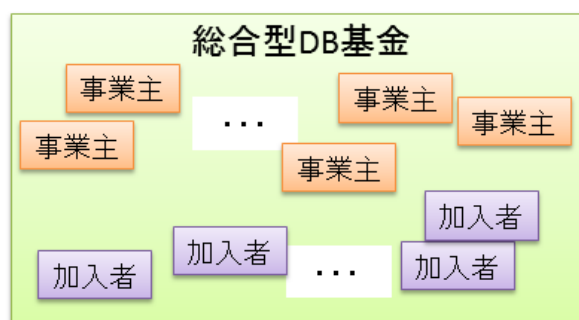
※1 ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合はこれらの規制は適用しません。

※2 上記の見直しと併せて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととします。

○ そのため、選定代議員数が上記に満たない総合型DB基金においては、代議員数を見直す必要があります。

※3 平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用することとしています。

※4 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要です。



事業主全員で選定

選定代議員

事業主の数の10分の1
(事業主の数が50を超える場合は50)以上

加入者で選挙

互選代議員

選定代議員数と同数

新基準に適合していない総合型DB基金は、次期代議員選定までの期間に、規約の変更等の準備を行ってください。

現代議員の任期

新基準により選定された
代議員による代議員会

平成30年10月

平成30年10月以降の代議員の改選

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

- 確定給付企業年金において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、平成30年4月1日から以下のとおり見直します。
 - ① 資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。
 - ② 分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。
 - ③ オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。
 - ④ ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)への準拠」を例示する。
 - ⑤ 運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。
 - ⑥ 運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告する(規約型DBは除く。)とともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。
 - ⑦ スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
 - ⑧ 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。